

令和 8 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案 (令和 7 年度関係)

奈良市

目 次

奈良市報告第 1 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 2 号	市長専決処分の報告について……………	10
〃 第 3 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 4 号	市長専決処分の報告について……………	32
〃 第 5 号	市長専決処分の報告について……………	36
〃 第 6 号	市長専決処分の報告について……………	38
〃 第 7 号	市長専決処分の報告について……………	40
〃 第 8 号	市長専決処分の報告について……………	42
奈良市議案第 1 号	令和 7 年度奈良市一般会計補正予算（第 10 号）……………	44
〃 第 2 号	令和 7 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	51
〃 第 3 号	令和 7 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	53
〃 第 4 号	令和 7 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	55
〃 第 5 号	令和 7 年度奈良市サマルカンド交流事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	57
〃 第 6 号	令和 7 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）……………	136
〃 第 7 号	令和 7 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	141
〃 第 8 号	令和 7 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	158
〃 第 9 号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	173
〃 第 10 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……………	176
〃 第 11 号	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	187
〃 第 12 号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	193
〃 第 13 号	奈良市水道事業給水条例等の一部改正について……………	195

奈良市議案第 14 号	委託契約の締結について……………	197
〃 第 15 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	199

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和7年12月26日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度奈良市一般会計 補正予算（第7号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ945,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,794,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		36,887,268 ^{千円}	945,400 ^{千円}	37,832,668 ^{千円}
	2. 国庫補助金	3,775,206	945,400	4,720,606
歳 入 合 計		173,848,727	945,400	174,794,127

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		79,233,881 ^{千円}	945,400 ^{千円}	80,179,281 ^{千円}
	2. 児童福祉費	28,659,899	945,400	29,605,299
歳 出 合 計		173,848,727	945,400	174,794,127

第2表 繰越明許費補正

1. 追加分

款	項	事 業 名	金 額
3. 民 生 費			23,920 ^{千円}
	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当 支給事業経費	23,920
合 計			23,920

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第7号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	36,887,268	945,400	37,832,668
歳 入 合 計	173,848,727	945,400	174,794,127

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	79,233,881	945,400	80,179,281	945,400			—
歳 出 合 計	173,848,727	945,400	174,794,127	945,400			—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,423,008	945,400	2,368,408	6 児童措置費補助金	945,400	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金
計	3,775,206	945,400	4,720,606			

第16款 国庫支出金

3. 歳出
第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 児童措置費	11,625,243	945,400	12,570,643	特定財源 945,400 (内訳) 国庫支出金 945,400	10 需用費	86	物価高対応子育て応援手当支給事業経費
					11 役務費	10,707	
					12 委託料	10,607	
					19 扶助費	924,000	
計	28,659,899	945,400	29,605,299	特定財源 一般財源 945,400 0			

第3款 民生費

(2) 繰越明許費

1. 追加分

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業経費	945,400	23,920

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和8年1月20日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度奈良市一般会計 補正予算（第8号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,979,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,773,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		37,832,668 ^{千円}	1,979,000 ^{千円}	39,811,668 ^{千円}
	4. 国庫交付金	8,585,598	1,979,000	10,564,598
歳 入 合 計		174,794,127	1,979,000	176,773,127

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		80,179,281 ^{千円}	1,979,000 ^{千円}	82,158,281 ^{千円}
	1. 社会福祉費	37,189,604	1,979,000	39,168,604
歳 出 合 計		174,794,127	1,979,000	176,773,127

第2表 繰越明許費補正

1. 追加分

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費			1,960,000 ^{千円}
	1. 社会福祉費	物価高騰支援給付金事業経費	1,960,000
合 計			1,960,000

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第8号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	37,832,668	1,979,000	39,811,668
歳 入 合 計	174,794,127	1,979,000	176,773,127

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	80,179,281	1,979,000	82,158,281	1,979,000				
歳 出 合 計	174,794,127	1,979,000	176,773,127	1,979,000				

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	2,240,094	1,979,000	4,219,094	1 一般管理費国庫交付金	1,979,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
計	8,585,598	1,979,000	10,564,598				

第16款 国庫支出金

3. 歳出
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	2,666,189	1,979,000	4,645,189	特定財源 1,979,000 (内訳) 国庫支出金 1,979,000	10 需用費	398	物価高騰支援給付金事業経費
					11 役員費	77,602	
					12 委託料	176,000	
					18 負担金補助及び交付金	1,725,000	
計	37,189,604	1,979,000	39,168,604	特定財源 1,979,000 一般財源 0			

第3款 民生費

(2) 繰越明許費

1. 追加分

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
3. 民生費	1. 社会福祉	物価高騰支援給付金事業経費	1,979,000	1,960,000

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第9号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和8年1月22日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度奈良市一般会計 補正予算（第9号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ240,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,013,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17. 県 支 出 金		12,447,104 ^{千円}	240,000 ^{千円}	12,687,104 ^{千円}
	3. 県 委 託 金	526,250	240,000	766,250
歳 入 合 計		176,773,127	240,000	177,013,127

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		18,359,380 ^{千円}	240,000 ^{千円}	18,599,380 ^{千円}
	5. 選 挙 費	610,497	240,000	850,497
歳 出 合 計		176,773,127	240,000	177,013,127

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第9号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 県支出金	12,447,104	240,000	12,687,104
歳 入 合 計	176,773,127	240,000	177,013,127

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	18,359,380	240,000	18,599,380	240,000			—
歳 出 合 計	176,773,127	240,000	177,013,127	240,000			—

2. 歳入

第17款 県支出金

第3項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県委託金	475,880	240,000	715,880	2 衆議院議員選挙費委託金	240,000	衆議院議員選挙費委託金
計	526,250	240,000	766,250			

第17款 県支出金

3. 歳出
第2款 総務費

第5項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 衆議院議員選挙費	—	240,000	240,000	特定財源 240,000 (内訳) 県支出金 240,000	1 報酬	12,096	衆議院議員選挙経費	
					3 職員手当等	40,000		
					7 報償費	2,728		
					8 旅費	1,319		
					10 需用費	17,571		
					11 役務費	40,730		
					12 委託料	113,456		
					13 使用料及び賃借料	11,980		
					15 原材料費	80		
					17 備品購入費	40		
計	610,497	240,000	850,497	特定財源 240,000 一般財源 0				

第2款 総務費

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員以外の一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2,347 [190]	9,797,031	8,261,051	18,058,082	3,542,984	21,601,066	
補正前	2,347 [190]	9,797,031	8,221,051	18,018,082	3,542,984	21,561,066	
比 較			40,000	40,000		40,000	

[]は再任用職員の外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	244,039	10,551	285,112	1,005,201	909,867	61,439	2,324,605	1,887,200
	補正前	244,039	10,551	285,112	1,005,201	869,867	61,439	2,324,605	1,887,200
	比 較					40,000			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当
	補正後	6,362	22	384,423	185,510	1,296	6,307	949,117
	補正前	6,362	22	384,423	185,510	1,296	6,307	949,117
	比 較							

(単位 千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	40,000	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	40,000 超過勤務手当	40,000

2.会計年度任用職員

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給			与		共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	295〔2,274〕	3,108,190	822,688	793,778	4,724,656	740,502	5,465,158		
補正前	295〔2,259〕	3,103,847	822,688	793,778	4,720,313	740,502	5,460,815		
比較	〔15〕	4,343			4,343		4,343		

〔 〕内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

職員手当の内訳	区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	34,223	22,531	2,933	390,055	334,036	10,000
補正前	34,223	22,531	2,933	390,055	334,036	10,000	
比較							

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	4,343	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	4,343	

上記以外の非常勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額	人 員	予 算 額
総 務 費	選挙執行関係人	1,179	14,532	1,759	22,285
	合 計	6,857	324,324	7,437	332,077

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 コミュニティ住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和8年2月3日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 コミュニティ住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

コミュニティ住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

本市は、コミュニティ住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) コミュニティ住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市コミュニティ住宅条例第6条で準用する奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年12月17日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年10月27日午後4時16分頃、奈良市川上町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 139,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年12月22日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年10月10日午前8時頃、奈良市芝辻町三丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方所有の車止めポールに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 71,500円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年1月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年12月9日午後2時50分頃、奈良市青山四丁目地内において発生した、本市の公用車が集会所の門柱に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 88,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年1月29日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年12月29日午前8時30分頃、奈良市高畑町地内において発生した、本市の公用車が民家の屋根に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 137,258円

令和7年度奈良市一般会計
補正予算（第10号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,955,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,054,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地方交付税		23,290,000 ^{千円}	1,073,903 ^{千円}	24,363,903 ^{千円}
	1. 地方交付税	23,290,000	1,073,903	24,363,903
14. 分担金及び負担金		535,732	4,000	539,732
	1. 分 担 金	6,375	4,000	10,375
16. 国庫支出金		39,811,668	384,226	40,195,894
	1. 国庫負担金	24,378,563	250,000	24,628,563
	2. 国庫補助金	4,720,606	17,053	4,737,659
	4. 国庫交付金	10,564,598	117,173	10,681,771
17. 県支出金		12,687,104	230,590	12,917,694
	1. 県負担金	7,159,312	125,000	7,284,312
	2. 県補助金	2,558,982	105,590	2,664,572
19. 寄 附 金		1,491,800	49,900	1,541,700
	1. 寄 附 金	1,491,800	49,900	1,541,700
23. 市 債		17,937,600	213,100	18,150,700
	1. 市 債	17,937,600	213,100	18,150,700
歳 入 合 計		177,099,127	1,955,719	179,054,846

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		18,599,380	366,613	18,965,993
	1. 総 務 管 理 費	12,062,100	246,331	12,308,431
	2. 企 画 費	2,826,164	96,399	2,922,563
	3. 徴 税 費	1,523,238	5,380	1,528,618
	4. 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 費	993,692	17,753	1,011,445
	5. 選 挙 費	850,497	500	850,997
	7. 監 査 委 員 費	70,726	250	70,976
3. 民 生 費		82,158,281	639,347	82,797,628
	1. 社 会 福 祉 費	39,168,604	620,326	39,788,930
	2. 児 童 福 祉 費	29,605,299	13,709	29,619,008
	3. 生 活 保 護 費	13,206,224	4,500	13,210,724
	4. 国 民 年 金 事 務 費	178,154	812	178,966
4. 衛 生 費		14,947,174	33,880	14,981,054
	1. 保 健 衛 生 費	5,015,101	15,093	5,030,194
	2. 保 健 所 費	820,085	5,000	825,085
	3. 清 掃 費	7,975,723	13,787	7,989,510
5. 労 働 費		107,628	650	108,278
	1. 労 働 諸 費	107,628	650	108,278
6. 農 林 水 産 業 費		870,372	124,091	994,463
	1. 農 林 費	870,372	124,091	994,463

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		千円 1,058,041	千円 3,102	千円 1,061,143
	1. 商工費	1,058,041	3,102	1,061,143
9. 土木費		15,641,000	266,746	15,907,746
	1. 土木管理費	266,896	4,000	270,896
	2. 道路橋梁費	7,581,642	31,078	7,612,720
	3. 河川費	382,271	900	383,171
	4. 都市計画費	5,850,199	229,368	6,079,567
	6. 住宅費	666,289	1,400	667,689
10. 消防費		5,207,038	118,072	5,325,110
	1. 消防費	5,207,038	118,072	5,325,110
11. 教育費		17,552,406	84,043	17,636,449
	1. 教育総務費	3,408,828	48,065	3,456,893
	2. 小学校費	6,264,115	4,671	6,268,786
	3. 中学校費	1,321,111	2,140	1,323,251
	4. 高等学校費	908,317	20,943	929,260
	6. 社会教育費	2,118,407	6,258	2,124,665
	7. 保健体育費	2,963,165	1,966	2,965,131
14. 諸支出金		371,526	319,175	690,701
	3. 減債基金	58,947	319,175	378,122
歳出合計		177,099,127	1,955,719	179,054,846

第2表 繰越明許費補正

1. 追加分

款	項	事業名	金額
2. 総務費			928,158 ^{千円}
	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	215,000
		庁舎等施設整備事業	59,677
		スポーツ施設整備事業	476,700
	2. 企画費	エネルギー政策経費	32,000
		防災対策経費	103,920
		なら100年会館運営管理経費	14,850
		文化振興施設整備事業	4,800
	3. 徴税费	賦課事務経費	4,158
	4. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	17,053
3. 民生費			200,217
	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	30,920
		社会福祉施設整備事業	3,263
		障害者福祉施設整備事業	66,000
	2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	97,034
認定こども園施設整備事業		3,000	
4. 衛生費			204,410
	1. 保健衛生費	墓地火葬場管理経費	6,500
		保健衛生施設整備事業	104,300
	3. 清掃費	クリーンセンター建設準備経費	86,000
		清掃施設整備事業	7,610

款	項	事業名	金額
6. 農林水産業費			千円 133,716
	1. 農林費	特産団地育成経費	79,090
		土地基盤整備事業	44,500
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	776
		林業施設整備事業	9,350
7. 商工費			35,000
	1. 商工費	中小企業振興対策経費	35,000
8. 観光費			130,150
	1. 観光費	観光施設整備事業	130,150
9. 土木費			1,858,101
	2. 道路橋梁費	道路管理経費	28,000
		道路橋梁維持補修経費	18,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	37,000
	4. 都市計画費	都市計画事務経費	21,770
		バリアフリー基本構想策定経費	11,473
		歴史的風致形成建造物保存整備事業経費	10,000
		街路事業	813,928
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	397,547
		公園事業	368,683
駐車場整備事業		9,600	
6. 住宅費	公営住宅整備事業	142,100	
10. 消防費			705,888
	1. 消防費	消防施設整備事業	705,888

款	項	事業名	金額
11. 教育費			551,461 ^{千円}
	1. 教育総務費	中高一貫校施設整備事業	446
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	292,552
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	3,127
	5. 幼稚園費	幼稚園民間移管等準備経費	1,300
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	915
		社会教育施設整備事業	253,121
合 計			4,747,101

2. 変更分

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
9. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	279,019 ^{千円}	2,190,887 ^{千円}
11. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備事業	3,600,000	4,375,590

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地基盤整備事業	19,800 ^{千円}	31,400 ^{千円}
都市計画事業	2,244,700	2,446,200
計	17,937,600	18,150,700

令和7年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

令和7年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ201,106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,508,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険料		6,462,634 ^{千円}	52,597 ^{千円}	6,515,231 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,462,634	52,597	6,515,231
6. 繰 入 金		2,640,764	148,509	2,789,273
	1. 一般会計繰入金	2,640,764	8,509	2,649,273
	2. 基金繰入金	-	140,000	140,000
歳 入 合 計		35,307,529	201,106	35,508,635

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 事業費納付金		8,454,928 ^{千円}	201,106 ^{千円}	8,656,034 ^{千円}
	1. 医療給付費 事業費納付金	5,570,307	56,138	5,626,445
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,184,844	104,151	2,288,995
	3. 介護納付金 事業費納付金	699,777	40,817	740,594
歳 出 合 計		35,307,529	201,106	35,508,635

令和7年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
J R 奈良 駅南 2. 地区土地地区画 整理事業費			千円 368,600
	J R 奈良 駅南 1. 地区土地地区画 整理事業費	J R 奈良 駅南 地区 土地地区画整理事業	368,600
合 計			368,600

令和7年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ250,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,902,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		8,665,171 ^{千円}	57,100 ^{千円}	8,722,271 ^{千円}
	1. 国庫負担金	6,606,825	46,600	6,653,425
	2. 国庫補助金	2,058,346	10,500	2,068,846
3. 支払基金 交付金		10,062,509	67,500	10,130,009
	1. 支払基金 交付金	10,062,509	67,500	10,130,009
4. 県支出金		5,270,290	34,650	5,304,940
	1. 県負担金	5,076,924	34,650	5,111,574
6. 繰入金		6,089,313	90,750	6,180,063
	1. 一般会計繰入金	5,707,081	31,250	5,738,331
	2. 基金繰入金	382,232	59,500	441,732
歳入合計		38,652,725	250,000	38,902,725

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		35,950,000 ^{千円}	250,000 ^{千円}	36,200,000 ^{千円}
	1. 介護サービス 等諸費	35,950,000	250,000	36,200,000
歳出合計		38,652,725	250,000	38,902,725

令和7年度奈良市サマルカンド交流事業
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奈良市のサマルカンド交流事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 寄 附 金		千円 -	千円 25,000	千円 25,000
	1. 寄 附 金	-	25,000	25,000
歳 入 合 計		115,000	25,000	140,000

(注) 「第2款 繰入金」を「第3款 繰入金」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 基金積立金		千円 47,000	千円 25,000	千円 72,000
	1. 基金積立金	47,000	25,000	72,000
歳 出 合 計		115,000	25,000	140,000

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第10号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	23,290,000	1,073,903	24,363,903
14 分担金及び負担金	535,732	4,000	539,732
16 国庫支出金	39,811,668	384,226	40,195,894
17 県支出金	12,687,104	230,590	12,917,694
19 寄附金	1,491,800	49,900	1,541,700
23 市債	17,937,600	213,100	18,150,700
歳 入 合 計	177,099,127	1,955,719	179,054,846

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債		そ の 他
2 総務費	18,599,380	366,613	18,965,993	65,053		301,560	
3 民生費	82,158,281	639,347	82,797,628	405,920	48,000	185,427	
4 衛生費	14,947,174	33,880	14,981,054	8,453		25,427	
5 労働費	107,628	650	108,278			650	
6 農林水産業費	870,372	124,091	994,463	105,590	11,600	2,901	
7 商工費	1,058,041	3,102	1,061,143			3,102	
9 土木費	15,641,000	266,746	15,907,746	29,800	201,500	35,446	
10 消防費	5,207,038	118,072	5,325,110			118,072	
11 教育費	17,552,406	84,043	17,636,449		1,900	82,143	
14 諸支出金	371,526	319,175	690,701			319,175	
歳 出 合 計	177,099,127	1,955,719	179,054,846	614,816	213,100	1,073,903	
				一般財源内訳			1,073,903
				地方交付税			1,073,903

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	23,290,000	1,073,903	24,363,903	1 地方交付税	1,073,903	普通交付税
計	23,290,000	1,073,903	24,363,903			

第12款 地方交付税

第14款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 農林水産業費分担金	2,800	4,000	6,800	1 土地基盤整備 事業費分担金	4,000	県営農業用河川工作物応急対策事業費分担金
計	6,375	4,000	10,375			

第14款 分担金及び負担金

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	24,115,895	250,000	24,365,895	2 障害者福祉費 負担金	250,000	障害者自立支援給付費負担金	
計	24,378,563	250,000	24,628,563				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	700,618	17,053	717,671	5 戸籍住民基本台帳費補助金	17,053	社会保障・税番号制度補助金	
計	4,720,606	17,053	4,737,659				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫交付金	4,219,094	56,453	4,275,547	1 一般管理費国庫交付金	8,453	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
				3 防災対策費交付金	48,000	地域未来交付金（地域防災緊急整備型）
2 民生費国庫交付金	5,040,788	30,920	5,071,708	4 高齢者福祉施設整備事業費交付金	30,920	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
7 土木費国庫交付金	718,588	29,800	748,388	3 道路橋梁総務費交付金	4,800	社会資本整備総合交付金
				4 道路橋梁新設改良費交付金	10,000	社会資本整備総合交付金
				7 公園事業費交付金	15,000	社会資本整備総合交付金
計	10,564,598	117,173	10,681,771			

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県負担金	6,526,318	125,000	6,651,318	1 障害者福祉費 負担金	125,000	障害者自立支援給付費負担金	
計	7,159,312	125,000	7,284,312				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費県補助金	176,835	105,590	282,425	2 農業振興費補助金	79,090	産地生産基盤パワープラント事業補助金
				3 土地基盤整備事業費補助金	26,500	ため池防災対策調査計画事業費補助金
計	2,558,982	105,590	2,664,572			

第17款 県支出金

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 総務費寄附金	291,600	1,900	293,500	1 まち・ひと・しごと創生寄附金	1,900	まち・ひと・しごと創生寄附金
3 民生費寄附金	58,000	48,000	106,000	1 社会福祉事業費寄附金	48,000	社会福祉事業費寄附金
計	1,491,800	49,900	1,541,700			

第19款 寄附金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業債	31,600	11,600	43,200	1 土地基盤整備事業債	11,600	土地基盤整備事業債
6 土木債	7,778,900	201,500	7,980,400	3 都市計画事業債	201,500	街路事業債 公園事業債 駐車場整備事業債
計	17,937,600	213,100	18,150,700			

第23款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	5,947,845	244,065	6,191,910	一般財源 244,065	2	給料 129,480	職員給与費等 167,936 会計年度任用職員経費 76,129
					3	職員手当等 84,649	
					4	共済費 29,936	
8 自治振興及び 出張所並びに 連絡所費	777,125	476	777,601	一般財源 476	1	報酬 325	西部出張所管理経費 317
					3	職員手当等 151	月ヶ瀬行政センター管理経費 159
9 市民生活対策 費	52,233	1,267	53,500	一般財源 1,267	1	報酬 211	地域防犯活動推進経費
					3	職員手当等 1,056	
18 庁舎等施設整 備事業費	142,585	523	143,108	一般財源 523	2	給料 288	職員給与費等
					3	職員手当等 235	
計	12,062,100	246,331	12,308,431	特定財源 0 一般財源 246,331			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 防災対策費	122,986	96,000	218,986	48,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 48,000 一般財源 48,000	17 備品購入費	96,000	防災対策経費
5 文化振興費	1,080,994	399	1,081,393	399 一般財源	1 報酬 2 給料 3 職員手当等	108 122 169	文化振興事業経費 東アジア文化都市事業経費 158 241
計	2,826,164	96,399	2,922,563	48,000 特定財源 48,399 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 賦課徴収費	954,518	5,380	959,898	5,380 一般財源	1 報酬 3 職員手当等	2,801 2,579	賦課事務経費 自主納税促進経費 滞納整理経費 2,452 714 2,214
計	1,523,238	5,380	1,528,618	特定財源 一般財源 0 5,380			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	993,692	17,753	1,011,445	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源 700	3 職員手当等	500	職員給与費等 戸籍住民基本台帳事務経費 700 17,053
					4 共済費	200	
					12 委託料	17,053	
計	993,692	17,753	1,011,445	特定財源 一般財源 700			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	80,497	500	80,997	一般財源 500	3 職員手当等	500	職員給与費等
計	850,497	500	850,997	特定財源 0 一般財源 500			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	70,726	250	70,976	250 一般財源	3 職員手当等	250	職員給与費等
計	70,726	250	70,976	特定財源 0 一般財源 250			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 障害者福祉費	17,949,753	500,000	18,449,753	特定財源 (内訳) 国庫支出金 250,000 県支出金 125,000 一般財源 125,000	19 扶助費	500,000	介護給付費等支給経費 150,000 訓練等給付費支給経費 350,000
8 人権文化セン ター費	70,347	1,647	71,994	一般財源 1,647	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	447 1,000 200	職員給与費等 1,100 北人権文化センター経費 110 東人権文化センター経費 277 南人権文化センター経費 160
9 高齢者福祉施 設整備事業費	—	30,920	30,920	特定財源 (内訳) 国庫支出金 30,920	18 負担金補助及 び交付金	30,920	老人福祉施設等整備費補助事業
12 福祉基金費	199	48,000	48,199	特定財源 (内訳) 寄附金 48,000	24 積立金	48,000	福祉基金経費
13 国民健康保険 会計繰出金	2,640,764	8,509	2,649,273	一般財源 8,509	27 繰出金	8,509	国民健康保険特別会計繰出経費

第3款 民生費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
14 介護保険会計 繰出金	5,707,081	31,250	5,738,331	一般財源 31,250	27 繰出金	31,250	介護保険特別会計繰出経費
計	39,168,604	620,326	39,788,930	特定財源 453,920 一般財源 166,406			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	3,211,022	5,700	3,216,722	一般財源	1 報酬	4,651	児童福祉事務経費 子ども医療費助成経費 利用者支援事業経費 少子化対策推進事業経費 子育て家庭支援事業経費 要保護児童対策経費 養育支援訪問事業経費 医療的ケア児支援事業経費 子育て世帯訪問支援事業経費
					2 給料	315	76 242 45
					3 職員手当等	734	3,980 69 494 159 177
3 認定子ども園費	8,812,980	8,009	8,820,989	一般財源	2 給料	5,408	職員給与費等 認定子ども園保育教育士等会計年度任用職員経費
					3 職員手当等	2,601	2,000 6,009
計	29,605,299	13,709	29,619,008	特定財源 一般財源			0 13,709

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	665,324	4,500	669,824	一般財源 4,500	3 職員手当等 4 共済費	4,000 500	職員給与費等
計	13,206,224	4,500	13,210,724	特定財源 一般財源 0 4,500			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
1 国民年金事務 取扱費	178,154	812	178,966	一般財源 812	1	報酬	職員給与等	350
					3	職員手当等	国民年金事務経費	462
					4	共済費		250
								100
計	178,154	812	178,966	特定財源 一般財源 0 812				

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	653,123	4,000	657,123	一般財源 4,000	3 職員手当等	4,000	職員給与費等
3 墓地火葬場費	386,780	2,000	388,780	一般財源 2,000	2 給料 3 職員手当等	1,000 1,000	職員給与費等
5 母子保健費	681,879	640	682,519	一般財源 640	1 報酬 3 職員手当等	398 242	母子健康教育及び相談経費 妊婦のための支援給付経費 415 225
9 病院費	582,910	8,453	591,363	特定財源 (内訳) 国庫支出金 8,453	18 負担金補助及び交付金	8,453	病院事業会計繰出経費
計	5,015,101	15,093	5,030,194	特定財源 一般財源 8,453 6,640			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	547,983	5,000	552,983	一般財源 5,000	2 給料	1,000	職員給与費等
					3 職員手当等	4,000	
計	820,085	5,000	825,085	特定財源 一般財源 5,000			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 塵芥処理費	1,734,526	13,487	1,748,013	一般財源 13,487	1 報酬	1,075	職員給与等 塵芥処理事務経費 12,000 1,487
					3 職員手当等	12,412	
7 清掃施設整備 事業費	2,186,020	300	2,186,320	一般財源 300	3 職員手当等	200	職員給与等
					4 共済費	100	
計	7,975,723	13,787	7,989,510	特定財源 一般財源 0 13,787			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	107,628	650	108,278	一般財源 650	2 給料	150	職員給与費等
					3 職員手当等	500	
計	107,628	650	108,278	特定財源 一般財源 0 650			

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	83,875	900	84,775	一般財源	3 職員手当等	900	職員給与費等
3 農業振興費	355,666	79,090	434,756	特定財源 (内訳) 県支出金	18 負担金補助及び交付金	79,090	特産団地育成経費
4 土地基盤整備 事業費	128,837	44,101	172,938	特定財源 (内訳) 県支出金 市債 分担金及び負担金	3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	800 250 26,500 16,551	職員給与費等 県営ほ場整備事業 県営農業用河川工作物応急対策事業 8,400 ため池防犯対策調査計画事業 26,500
計	870,372	124,091	994,463	特定財源 一般財源			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	133,597	2,500	136,097	一般財源 2,500	2	給料 1,000	職員給与費等
					3	職員手当等 1,000	
					4	共済費 500	
5 消費生活対策費	19,322	602	19,924	一般財源 602	1	報酬 394	消費生活相談経費
					3	職員手当等 208	
計	1,058,041	3,102	1,061,143	特定財源 0 一般財源 3,102			

第7款 商工費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	234,030	4,000	238,030	一般財源 4,000	3 職員手当等 4,000		職員給与費等
計	266,896	4,000	270,896	特定財源 0 一般財源 4,000			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	880,810	27,044	907,854	特定財源 (内訳) 国庫支出金 10,000	1 報酬	366	職員給与等 道路橋梁事務経費 道路管理経費 街路灯管理経費 6,500 416 20,000 128
					2 給料	2,000	
					3 職員手当等	4,678	
					12 委託料	20,000	
2 道路橋梁維持費	1,171,080	1,034	1,172,114	一般財源 1,034	1 報酬	357	職員給与等 道路橋梁維持補修経費 500 534
					3 職員手当等	677	
3 道路橋梁新設改良費	5,529,752	3,000	5,532,752	一般財源 3,000	2 給料	1,500	職員給与等
					3 職員手当等	1,500	
計	7,581,642	31,078	7,612,720	特定財源 10,000 一般財源 21,078			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 河川堤防改修費	203,406	900	204,306	900 一般財源	3 職員手当等	900	職員給与費等
計	382,271	900	383,171	0 特定財源 900 一般財源			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	796,964	7,000	803,964	一般財源 7,000	3 職員手当等	7,000	職員給与費等
4 街路事業費	1,889,088	450	1,889,538	一般財源 450	3 職員手当等	450	職員給与費等
5 J R奈良駅付近連続立体交差事業費	799,490	181,718	981,208	特定財源 (内訳) 市債 181,700 一般財源 18	18 負担金補助及び交付金	181,718	J R 関西本線高架化事業
10 公園事業費	567,921	30,600	598,521	特定財源 (内訳) 国庫支出金 15,000 市債 15,000 一般財源 600	3 職員手当等 14 工事請負費	600 30,000	職員給与費等 公園施設長寿命化対策整備補助事業 600 30,000
12 駐車場整備事業費	—	9,600	9,600	特定財源 (内訳) 国庫支出金 4,800 市債 4,800	17 備品購入費	9,600	J R 奈良駅駐車場整備事業
計	5,850,199	229,368	6,079,567	特定財源 221,300 一般財源 8,068			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	498,420	1,200	499,620	一般財源 1,200	2 給料	500	職員給与費等
					3 職員手当等	700	
2 公営住宅整備 事業費	167,869	200	168,069	一般財源 200	2 給料	200	職員給与費等
計	666,289	1,400	667,689	特定財源 一般財源 0 1,400			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 常備消防費	4,023,621	117,922	4,141,543	一般財源 117,922	2 給料	57,873	職員給与等	
					3 職員手当等	42,090		
					4 共済費	17,959		
5 消防施設費	1,011,783	150	1,011,933	一般財源 150	3 職員手当等	150	職員給与等	
計	5,207,038	118,072	5,325,110	特定財源 一般財源 118,072				

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 教育委員会費	1,695,920	41,309	1,737,229	一般財源 41,309	1 報酬	3,104	職員給与等 教育委員会会計年度任用職員経費 31,543 9,766	
					2 給料	27,063		
					3 職員手当等	11,142		
2 教育振興費	1,474,209	6,486	1,480,695	特定財源 (内訳) 寄附金 一般財源 1,900 4,586	2 給料	3,198	職員給与等 教育振興基金経費 4,586 1,900	
					3 職員手当等	1,388		
					24 積立金	1,900		
					1 報酬	270		
3 青少年指導費	170,699	270	170,969	一般財源 270	1 報酬	270	青少年指導経費	
計	3,408,828	48,065	3,456,893	特定財源 一般財源 1,900 46,165				

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	851,330	4,486	855,816	一般財源 4,486	2 給料 2,880		職員給与費等
					3 職員手当等 1,606		
4 小学校施設整備事業費	5,049,155	185	5,049,340	一般財源 185	2 給料 120		職員給与費等
					3 職員手当等 65		
計	6,264,115	4,671	6,268,786	特定財源 0 一般財源 4,671			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	476,221	1,762	477,983	一般財源 1,762	2 給料 1,139	3 職員手当等 623	職員給与費等
4 中学校施設整備事業費	591,930	378	592,308	一般財源 378	2 給料 246	3 職員手当等 132	職員給与費等
計	1,321,111	2,140	1,323,251	特定財源 0 一般財源 2,140			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
1 全日制高等学校校費	901,681	20,943	922,624	一般財源 20,943	1 報酬	364	職員給与費等 高等学校運営管理経費	20,413 530
					2 給料	13,810		
					3 職員手当等	6,769		
計	908,317	20,943	929,260	特定財源 一般財源 20,943				

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 青少年育成費	121,327	406	121,733	406 一般財源	1 報酬 3 職員手当等	270 136	地域で決める学校予算推進経費
5 図書館費	314,176	5,852	320,028	5,852 一般財源	1 報酬 3 職員手当等	4,887 965	中央図書館管理経費 2,019 西部図書館管理経費 1,226 北部図書館管理経費 1,180 中央移動図書館管理経費 389 学校図書館支援経費 1,038
計	2,118,407	6,258	2,124,665	特定財源 一般財源 0 6,258			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,778,750	1,966	2,780,716	一般財源 1,966	2 給料 1,268	3 職員手当等 698	職員給与費等
計	2,963,165	1,966	2,965,131	特定財源 一般財源 1,966			

第11款 教育費

第14款 諸支出金

第3項 減債基金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	内訳 の	節		説明	明
						区分	金額		
1 減債基金	58,947	319,175	378,122	一般財源	319,175	24 積立金	319,175	減債基金経費	
計	58,947	319,175	378,122	特定財源 一般財源	0 319,175				

第14款 諸支出金

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員以外の一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	2,309 [173]	9,991,299	8,431,038	18,422,337	3,542,983	21,965,320	
補正前	2,347 [190]	9,797,031	8,261,051	18,058,082	3,542,984	21,601,066	
比較	△ 38 [△ 17]	194,268	169,987	364,255	49,745	414,000	

(単位:千円)

[]は再任用職員の外数

区分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
職員手当の 補正後	244,039	10,551	285,112	1,037,272	924,859	61,439	2,393,814	1,940,915
補正前	244,039	10,551	285,112	1,005,201	909,867	61,439	2,324,605	1,887,200
比較				32,071	14,992		69,209	53,715

区分	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当
職員手当の 補正後	6,362	22	384,423	185,510	1,296	6,307	949,117
補正前	6,362	22	384,423	185,510	1,296	6,307	949,117
比較							

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	194,268	給与改定に伴う増減分 194,268		給与の改定率 1級 4.71 % 2級 3.38 % 3級 3.16 % 4級 3.01 % 5級 2.95 % 6級 2.83 % 7級 2.77 % 8級 2.77 %
				給与改定の時期 令和7年4月1日
職員手当	169,987	給与改定に伴う増減分 その他の増減分	期末手当 69,209	
			勤勉手当 53,715	
			その他 47,063	
		その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職	技能労務職	消 防 職	教 育 職
令和8年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	341,502	323,559	340,632
	平均給与月額 (円)	404,430	453,463	411,334
	平均年齢 (歳)	42.3	41.7	40.9
令和7年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	340,610	321,768	340,632
	平均給与月額 (円)	410,449	446,326	418,971
	平均年齢 (歳)	42.2	41.7	40.6

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	消 防 職 (円)	教 育 職 (円)
令和8年1月1日	高 校 卒	213,100		213,100	
	短 大 卒	225,600		225,600	
	大 学 卒	242,000		242,000	265,400
国 の 制 度	高 校 卒	200,300			
	短 大 卒	213,100			
	大 学 卒	232,000			

(単位:人・%)

ウ 級別職員数 []は再任用職員の職員数及び構成比

区分	一般行政職		技能労務職		消防職		教育職					
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比			
令和8年 1月1日 現在	1	133	8.4	1	21	9.7	1	59	14.9	1	44	40.0
	2	257	16.2	2	10	4.6	2	68	17.1	2	64	58.2 [100.0]
	3	536 [71]	33.8 [100.0]	3	35 [62]	16.2 [100.0]	3	94 [33]	23.7 [100.0]	3	2	1.8
	4	306	19.3	4	143	66.2	4	98	24.6	4		
	5	193	12.2	5	7	3.3	5	54	13.6	5		
	6	117	7.4	6			6	22	5.5	6		
	7	26	1.6	7			7	1	0.3	7		
	8	18	1.1	8			8	1	0.3	8		
	計	1,586 [71]	100.0 [100.0]	計	216 [62]	100.0 [100.0]	計	397 [33]	100.0 [100.0]	計	110 [7]	100.0 [100.0]

区分	一般行政職		技能労務職		消防職		教育職					
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比			
令和7年 1月1日 現在	1	137	8.6	1	29	13.3	1	59	14.9	1	44	40.0
	2	260	16.3	2	3	1.4	2	68	17.1	2	64	58.2 [100.0]
	3	536 [72]	33.6 [100.0]	3	34 [62]	15.6 [100.0]	3	94 [33]	23.7 [100.0]	3	2	1.8
	4	307	19.3	4	145	66.5	4	98	24.6	4		
	5	193	12.1	5	7	3.2	5	54	13.6	5		
	6	118	7.4	6			6	22	5.5	6		
	7	26	1.6	7			7	1	0.3	7		
	8	18	1.1	8			8	1	0.3	8		
	計	1,595 [72]	100.0 [100.0]	計	218 [62]	100.0 [100.0]	計	397 [33]	100.0 [100.0]	計	110 [7]	100.0 [100.0]

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級

エ 号給別職員数(特定任期付職員)(単位:人・%)

区分	一般行政職		
	号給	職員数	構成比
令和8年 1月1日 現在	1		
	2	1	16.7
	3	3	50.0
	4	1	16.7
	5	1	16.7
	6		
	計	6	100.0

区分	一般行政職		
	号給	職員数	構成比
令和7年 1月1日 現在	1		
	2	1	16.7
	3	3	50.0
	4	1	16.7
	5	1	16.7
	6		
	計	6	100.0

(号給別の標準的な職務内容)

区分	1号給	2号給	3号給	4号給	5号給	6号給
一般行政職	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

才昇給

職	区分		合計	代表的な職種			教育職
	員数	(A) (人)		一般行政職	技能労務職	消防職	
昇給に係る職員数	(A)	(人)	2,309	1,586	216	397	110
	(B)	(人)	1,806	1,306	104	341	55
補正後	1号給	(人)	24	24			
	2号給	(人)	8	2	2	4	
	3号給	(人)	4	2		2	
	4号給	(人)	1,762	1,278	102	335	47
	5号給	(人)					
	6号給	(人)	8				8
比率 (B)/(A)	(%)		78.2	82.3	48.1	86	50.0
職員数	(A)	(人)	2,320	1,595	218	397	110
昇給に係る職員数	(B)	(人)	1,816	1,315	105	341	55
補正前	1号給	(人)	24	24			
	2号給	(人)	8	2	2	4	
	3号給	(人)	4	2		2	
	4号給	(人)	1,772	1,287	103	335	47
	5号給	(人)					
	6号給	(人)	8				8
比率 (B)/(A)	(%)		78.3	82.4	48.2	85.9	50.0

カ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置の有	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.300 [1.200]	2.350 [1.250]	4.65 [2.450]	有	国と同じ
補正前	2.300 [1.200]	2.300 [1.200]	4.60 [2.400]	有	国と同じ
国の制度	2.300 [1.200]	2.350 [1.250]	4.65 [2.450]	有	

[]は再任用職員の支給率

期末手当(特定任期付職員)

区分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.825	1.875	1.875	3.70	有	国と同じ
補正前	1.825	1.825	1.825	3.65	有	国と同じ
国の制度	1.825	1.875	1.875	3.70	有	

キ 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	国と同じ
国の 給率等 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	

ク 地域手当

支給対象地域	2級地	
支給率(%)	10 [16]	教育公務員 7.1
支給対象職員数(人)	2,370 [3]	教育公務員 117
国の 指 定 基 準 に 基 づく 支 給 率 (%)	8 [16]	

[]は医師

ケ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種		
		一般行政職	技能労務職	消防職
給料総額に対する比率 (%)	0.61	0.10	1.02	1.55
支給対象職員の比率 (%) (令和7年10月1日現在)	22.46	5.68	55.30	68.51
代表的な特殊勤務手当の名称	滞納整理奨励手当 危険作業手当 消防活動手当			

コ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	借家の住居手当の額
通勤手当	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満4,900円(国は2,000円)、5km以上10km未満6,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満9,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満11,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満14,500円(国は12,900円)、25km以上30km未満16,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満19,500円(国は18,700円)、35km以上40km未満21,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満24,500円(国は24,400円)、45km以上26,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

2.会計年度任用職員

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	295 [2,274]	3,128,680	878,980	833,996	4,841,656	5,582,158	
補正前	295 [2,274]	3,108,190	822,688	793,778	4,724,656	5,465,158	
比 較		20,490	56,292	40,218	117,000	117,000	

[]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

職員手当の内 訳	区分		手当						
	補正後	補正前	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	
	34,223	34,223	27,427	2,933	414,126	345,287	10,000		
			22,531	2,933	390,055	334,036	10,000		
			4,896		24,071	11,251			

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	20,490	給与改定に伴う増減分		給与の改定率 1級 4.79% 2級 3.43% 3級 3.20%
		その他の増減分		給与改定の時期 令和7年4月1日
給料	56,292	給与改定に伴う増減分		給与の改定率 1級 4.79% 2級 3.43% 3級 3.20%
		その他の増減分		給与改定の時期 令和7年4月1日
職員手当	40,218	給与改定に伴う増減分		・期末手当支給月数の引き上げ (2.5月から2.525月 +0.025月) ・勤勉手当支給月数の引き上げ (2.1月から2.125月 +0.025月)
		その他の増減分		

(2) 繰越明許費

1. 追加分

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額	
2. 総務費	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	543,587	215,000	
		庁舎等施設整備事業	143,108	59,677	
3. 民生費	2. 企画費	スポーツ施設整備事業	695,500	476,700	
		エネルギー政策経費	247,937	32,000	
		防災対策経費	213,432	103,920	
		なら100年会館運営管理経費	481,088	14,850	
		文化振興施設整備事業	29,630	4,800	
	4. 戸籍基本台帳費	3. 徴税費	課事務経費	573,198	4,158
		1. 社会福祉費	戸籍住民基本台帳事務経費	804,092	17,053
		2. 児童福祉費	高齢者福祉施設整備事業	30,920	30,920
		3. 障害者福祉費	社会福祉施設整備事業	6,963	3,263
		4. 児童福祉費	障害者福祉施設整備事業	140,000	66,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	児童福祉施設整備事業	251,774	97,034	
		認定こども園施設整備事業	384,098	3,000	
		墓地火葬場管理経費	314,960	6,500	
		保健衛生施設整備事業	211,500	104,300	

	3. 清掃費	クリーゼンター建設準備経費	86,000	86,000	86,000
		清掃施設整備事業	7,610	2,186,320	7,610
6. 農林水産業費	1. 農林費	特産団地育成経費	79,090	171,010	79,090
		土地基盤整備事業	44,500	172,938	44,500
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	776	2,446	776
		林業施設整備事業	9,350	30,345	9,350
7. 商工費	1. 商工費	中小企業振興対策経費	35,000	74,255	35,000
8. 観光費	1. 観光費	観光施設整備事業	130,150	155,500	130,150
9. 土木費	2. 道路橋梁費	道路路管理経費	28,000	346,613	28,000
		道路橋梁維持補修経費	18,000	1,143,534	18,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	37,000	204,306	37,000
	4. 都市計画費	都市計画事務経費	21,770	68,680	21,770
		バリアフリー基本構想策定経費	11,473	18,000	11,473
		歴史的風致形成建造物保存整備事業経費	10,000	70,166	10,000
		街路事業	813,928	1,889,538	813,928
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	397,547	981,208	397,547
		公園事業	368,683	598,521	368,683
		駐車場整備事業	9,600	9,600	9,600
10. 消防費	6. 住宅費	公営住宅整備事業	142,100	168,069	142,100
	1. 消防費	消防施設整備事業	705,888	1,011,933	705,888

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
11. 教育費	1. 教育総務費	中高一貫校施設整備事業	68,000	446
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	592,308	292,552
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	67,676	3,127
	5. 幼稚園費	幼稚園民間移管等準備経費	4,248	1,300
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	78,000	915
			社会教育施設整備事業	642,000

2. 変更分

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			計上予算額	繰越予算額	計上予算額	繰越予算額
9. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	5,529,752	279,019	5,532,752	2,190,887
11. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備事業	5,049,155	3,600,000	5,049,155	4,375,590

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	17,023,100	104,698,901	17,236,200	104,912,001
(1) 土 木	7,652,900	35,731,272	7,854,400	35,932,772
(4) そ の 他	2,494,800	35,822,841	2,506,400	35,834,441
合 計	17,937,600	176,051,939	18,150,700	176,265,039

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	6,462,634	52,597	6,515,231
6 繰入金	2,640,764	148,509	2,789,273
歳 入 合 計	35,307,529	201,106	35,508,635

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
3 事業費納付金	8,454,928	201,106	8,656,034		201,106	
歳出合計	35,307,529	201,106	35,508,635		201,106	

一般財源内訳

国民健康保険料	52,597
繰入金	148,509

2. 歳入

第1款 国民健康保険料

第1項 国民健康保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険料	6,462,634	52,597	6,515,231	1 医療給付費分 現年賦課分	37,763	医療給付費分現年賦課分
				2 介護納付金分 現年賦課分	1,533	介護納付金分現年賦課分
				3 後期高齢者支 援金等分現年 賦課分	11,901	後期高齢者支援金等分現年賦課分
				4 医療給付費分 滞納繰越分	△1,254	医療給付費分滞納繰越分
				6 後期高齢者支 援金等分滞納 繰越分	2,654	後期高齢者支援金等分滞納繰越分
				計	6,462,634	52,597

国民健康保険特別会計

第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	2,640,764	8,509	2,649,273	4 財政安定化支 援事業繰入金	8,509	財政安定化支援事業繰入金
計	2,640,764	8,509	2,649,273			

国民健康保険特別会計

第6款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 基金繰入金	—	140,000	140,000	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	140,000	国民健康保険財政調整基金繰入金
計	—	140,000	140,000			

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第3款 事業費納付金

第1項 医療給付費事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者 医療給付費事 業費納付金	5,570,307	56,138	5,626,445	一般財源 56,138	18 負担金補助及 び交付金	56,138	一般被保険者医療給付費事業費納付金経費
計	5,570,307	56,138	5,626,445	特定財源 一般財源 56,138			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第2項 後期高齢者支援金事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者 後期高齢者支 援金事業費納 付金	2,184,844	104,151	2,288,995	一般財源 104,151	18 負担金補助及 び交付金	104,151	一般被保険者後期高齢者支援金事業費納付 金経費
計	2,184,844	104,151	2,288,995	特定財源 一般財源 104,151			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第3項 介護納付金事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金事業費納付金	699,777	40,817	740,594	一般財源 40,817	18 負担金補助及び交付金 40,817		介護納付金事業費納付金経費
計	699,777	40,817	740,594	特定財源 一般財源 40,817			

国民健康保険特別会計

3.土地区画整理事業特別会計

(1) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
J R 奈良 駅南 2. 地区土地区画 整理事業費	J R 奈良 駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	J R 奈良 駅南地区土地区画整理事業	878,700	368,600

4. 介護保険特別会計
 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
2	国庫支出金	8,665,171	57,100	8,722,271
3	支払基金交付金	10,062,509	67,500	10,130,009
4	県支出金	5,270,290	34,650	5,304,940
6	繰入金	6,089,313	90,750	6,180,063
	歳 入 合 計	38,652,725	250,000	38,902,725

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 保険給付費	35,950,000	250,000	36,200,000	91,750	67,500	90,750
歳 出 合 計	38,652,725	250,000	38,902,725	91,750	67,500	90,750

一般財源内訳 繰入金 90,750

2. 歳入

第2款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	6,606,825	46,600	6,653,425	1 現年度介護給付費負担金	46,600	現年度介護給付費負担金	
計	6,606,825	46,600	6,653,425				

介護保険特別会計

第2款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 調整交付金	1,564,948	10,500	1,575,448	1 現年度調整交付金	10,500	現年度調整交付金	
計	2,058,346	10,500	2,068,846				

介護保険特別会計

第3款 支払基金交付金

第1項 支払基金交付金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費交付金	9,706,500	67,500	9,774,000	1 現年度介護給付費交付金	67,500	現年度介護給付費交付金	
計	10,062,509	67,500	10,130,009				

介護保険特別会計

第4款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	5,076,924	34,650	5,111,574	1 現年度介護給付費負担金	34,650	現年度介護給付費負担金	
計	5,076,924	34,650	5,111,574				

介護保険特別会計

第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費繰入金	4,493,750	31,250	4,525,000	1 現年度介護給付費繰入金	31,250	現年度介護給付費繰入金	
計	5,707,081	31,250	5,738,331				

介護保険特別会計

第6款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費準備基金繰入金	382,232	59,500	441,732	1 介護給付費準備基金繰入金	59,500	介護給付費準備基金繰入金	
計	382,232	59,500	441,732				

介護保険特別会計

3. 歳出
第2款 保険給付費

第1項 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護サービス等諸費	34,715,000	200,000	34,915,000	127,400 特定財源 (内訳) 国庫支出金 45,000 県支出金 28,400 支払基金交付金 54,000 一般財源 72,600	18 負担金補助及び交付金	200,000	居宅介護サービス給付経費
2 高額介護サービス等費	1,183,000	50,000	1,233,000	31,850 特定財源 (内訳) 国庫支出金 12,100 県支出金 6,250 支払基金交付金 13,500 一般財源 18,150	18 負担金補助及び交付金	50,000	高額介護サービス費給付経費
計	35,950,000	250,000	36,200,000	159,250 特定財源 90,750 一般財源			

介護保険特別会計

5. サマルカンドン交流事業特別会計
 (1) サマルカンドン交流事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 寄附金	-	25,000	25,000
歳 入 合 計	115,000	25,000	140,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 基金積立金	47,000	25,000	72,000		25,000	—
歳 出 合 計	115,000	25,000	140,000		25,000	—

2. 歳入

第2款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 国際交流事業費寄附金	—	25,000	25,000	1 心のふるさと応援寄附金	10,000	奈良・サマルカンドン特別交流展事業費寄附金	
				2 まち・ひと・しごと創生寄附金	15,000	まち・ひと・しごと創生寄附金	
計	—	25,000	25,000				

サマルカンドン交流事業特別会計

3. 歳出
第2款 基金積立金

第1項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 サマルカンドン 交流事業基金 積立金	47,000	25,000	72,000	25,000 特定財源 (内訳) 寄附金 25,000	24	積立金	25,000 サマルカンドン交流事業基金積立経費
計	47,000	25,000	72,000	25,000 特定財源 一般財源			

サマルカンドン交流事業特別会計

令和7年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	864,139千円	8,453千円	872,592千円
第2項 医業外収益	622,462千円	8,453千円	630,915千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	907,132千円	8,453千円	915,585千円
第1項 医業費用	723,080千円	8,453千円	731,533千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第8条中「69,783千円」を「78,236千円」に改める。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 令和7年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 令和7年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）参考書
3. 奈良市病院事業注記表

令和7年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業 収 益			864,139	8,453	872,592	
	2. 医 業 外 収 益		622,462	8,453	630,915	
		3. 他 会 計 補 助 金		30,793	8,453	39,246

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業 費 用			907,132	8,453	915,585	
	1. 医 業 費 用		723,080	8,453	731,533	
		2. 経 費		446,893	8,453	455,346

令和7年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業 収 益				864,139	8,453	872,592		
	2. 医 業 外 収 益			622,462	8,453	630,915		
		3. 他 会 計 補 助 金			30,793	8,453	39,246	
			一 般 会 計 補 助 金			30,793	8,453	39,246

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業 費 用				907,132	8,453	915,585		
	1. 医業費用			723,080	8,453	731,533		
		2. 経 費			446,893	8,453	455,346	
			交 付 金			445,299	8,453	453,752

奈良市病院事業注記表

予算の注記を次のように改める。

Ⅲ セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(単位：千円)

	病院	看護専門学校	合計
事業収益	58,625	172,552	231,177
事業費用	732,878	172,641	905,519
事業損益	△ 674,253	△ 89	△ 674,342
経常損益	△ 52,354	△ 89	△ 52,443
セグメント資産	5,416,948	128,440	5,545,388
セグメント負債	5,056,046	88,799	5,144,845
その他の項目			
他会計繰入金	465,317	126,046	591,363
減価償却費	245,439	155	245,594

令和7年度奈良市水道事業会計 補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（項 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
4. 主要な建設改良事業	2,848,510千円	△ 33,000千円	2,815,510千円
(7) 都祁地域建設改良費	310,445千円	△ 33,000千円	277,445千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 水道事業費用	9,170,000千円	39,222千円	9,209,222千円
第1項 営業費用	8,786,870千円	39,222千円	8,826,092千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,364,000千円」を「不足する額3,309,944千円」に、「当年度分損益勘定留保資金739,453千円」を「当年度分損益勘定留保資金685,397千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	4,520,000千円	△54,056千円	4,465,944千円
第1項 建設改良費	3,061,311千円	△54,056千円	3,007,255千円

（継続費）

第5条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

1. 廃止分

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	新 小 倉 加 圧 ポ ン プ 所 築 造 工 事	千円 400,290	7	千円 33,000
				8	103,400
				9	263,890

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,367,797千円	18,166千円	1,385,963千円

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 令和7年度 奈良市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
2. 令和7年度 奈良市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
3. 令和7年度 奈良市水道事業給与費明細書
4. 令和7年度 奈良市水道事業予定貸借対照表
5. 令和7年度 奈良市水道事業会計補正予算（第2号）参考書

令和7年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業 費 用			9,170,000	39,222	9,209,222	
	1. 営業費用		8,786,870	39,222	8,826,092	
		1. 原水及び 浄水費	2,486,952	19,901	2,506,853	
		2. 配水費	440,461	914	441,375	
		3. 給水費	156,862	2,058	158,920	
		4. 施設管理費	674,375	△ 25,260	649,115	
		5. 受託工事費	13,932	△ 8,017	5,915	
		6. 業務費	407,322	△ 3,671	403,651	
		7. 総係費	908,189	52,208	960,397	
		8. 東部管理費	109,058	1,130	110,188	
		9. 都 祁 管 理 費	182,863	△ 705	182,158	
10. 月 ケ 瀬 管 理 費	66,600	664	67,264			

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,520,000	△ 54,056	4,465,944	
	1. 建設改良費		3,061,311	△ 54,056	3,007,255	
		7. 都 祁 地 域 建設改良費	310,457	△ 33,000	277,457	
	9. 職 員 給 与 費	208,885	△ 21,056	187,829		

令和7年度奈良市水道事業
予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	963
減価償却費	3,115,170
引当金の増減額 (△は減少)	102,582
長期前受金戻入額	△ 1,251,606
受取利息	△ 5,550
支払利息	136,728
固定資産除却損 (撤去工事費除く)	127,230
未収金の増減額 (△は増加)	14,414
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△ 71,986
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 4,061
小計	2,163,884
利息の受取額	5,550
利息の支払額	△ 136,728
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,032,706
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 2,928,075
有価証券の取得による支出	△ 400,000
負担金による収入	219,916
分担金による収入	240,914
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,867,245
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	673,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 999,807
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 326,807
資金減少額	1,161,346
資金期首残高	9,378,782
資金期末残高	8,217,436

令和7年度奈良市水道事業給与費明細書

会計年度任用職員以外の職員

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与				法定福利費	合計
	特別職	一般職	給料	手当	報酬	計		
補正後	1	114 [8]	531,390	547,472		1,078,862	192,994	1,271,856
補正前	1	122 [7]	541,957	509,957		1,051,914	201,776	1,253,690
比較		△ 8 [1]	△ 10,567	37,515		26,948	△ 8,782	18,166

[]内は再任用職員の外数

手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	17,010	15,233	57,507	49,433	250	136,129	106,634
	補正前	18,942	15,972	47,453	48,138	230	134,701	108,316
	比較	△ 1,932	△ 739	10,054	1,295	20	1,428	△ 1,682

手当の内訳	区分	管理職手当	住居手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	退職給付費
	補正後	26,580	7,909	436	12,740	117,611
	補正前	32,167	9,436	604	14,665	79,333
	比較	△ 5,587	△ 1,527	△ 168	△ 1,925	38,278

(単位:千円)

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 10,567	給与改定に伴う増減分		給与の改定率 1級 4.71 % 2級 3.38 % 3級 3.16 % 4級 3.01 % 5級 2.95 % 6級 2.83 % 7級 2.77 % 8級 2.77 %
		14,430		給与改定の時期 令和7年4月1日
手当	37,515	その他の増減分		
		△ 24,997		
		給与改定に伴う増減分	期末手当 4,970 勤勉手当 4,250 その他 1,443	
		26,852	退職給付費 38,278 その他 △ 11,426	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	一 般 職
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	357,159
	平均給与月額 (円)	464,668
	平均年齢 (歳)	46.7
令和7年10月1日現在	平均給料月額 (円)	354,606
	平均給与月額 (円)	480,387
	平均年齢 (歳)	46.4

(2) 初任給

区	分	学 歴	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
令和8年1月1日		高 校 卒	213,100	同 左
		短 大 卒	225,600	
		大 学 卒	242,000	

(3) 級別職員数

〔 〕は再任用職員の職員数及び構成比

(単位:人・%)

区 分	一 般 職		
	級 別	職 員 数	構 成 比
令 和 8 年 1 月 1 日 現 在	1	3	2.7
	2	7	6.2
	3	40 〔9〕	35.4 〔100.0〕
	4	33	29.2
	5	17	15.0
	6	9	7.9
	7	2	1.8
	8	2	1.8
	計	113 〔9〕	100.0 〔100.0〕
令 和 7 年 10 月 1 日 現 在	1	3	2.7
	2	7	6.2
	3	40 〔9〕	35.4 〔100.0〕
	4	33	29.2
	5	17	15.0
	6	9	7.9
	7	2	1.8
	8	2	1.8
	計	113 〔9〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
事務職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級
技術職員							

(4)昇給

区		分		一 般 職	
補	職 員 数	(A)	(人)	113	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	75	
正	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)	1	
		2号給	(人)	3	
		3号給	(人)	2	
		4号給	(人)	69	
比 率	(B) / (A)	(%)	66.4		
補	職 員 数	(A)	(人)	122	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	79	
正	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)	1	
		2号給	(人)	3	
		3号給	(人)	1	
		4号給	(人)	74	
比 率	(B) / (A)	(%)	64.8		

(5)特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.05
支給対象職員の比率 (令和8年1月1日現在)	(%)	35.40
代表的な特殊勤務手当の名称		応急処理等作業手当、動物死体処理作業手当 災害復旧等業務手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.300 〔1.200〕	2.350 〔1.250〕	4.65 〔2.45〕	有	
補正前	2.300 〔1.200〕	2.300 〔1.200〕	4.60 〔2.40〕	有	
一般会計の制度	2.300 〔1.200〕	2.350 〔1.250〕	4.65 〔2.45〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	応募認定退職 特例措置 (3%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)						

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	じ
地域手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

令和7年度奈良市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		4,166,482
ロ 建 物	4,618,519	
減価償却累計額	<u>△ 2,541,231</u>	2,077,288
ハ 構 築 物	97,247,104	
減価償却累計額	<u>△ 54,777,626</u>	42,469,478
ニ 機 械 及 び 装 置	17,920,245	
減価償却累計額	<u>△ 12,963,914</u>	4,956,331
ホ 車 両 運 搬 具	115,055	
減価償却累計額	<u>△ 94,673</u>	20,382
ヘ 器 具 備 品	225,315	
減価償却累計額	<u>△ 150,969</u>	74,346
ト 建 設 仮 勘 定		<u>764,081</u>
有形固定資産合計		54,528,388

(2) 無 形 固 定 資 産

イ ダム 使用 権		14,872,042
ロ ダム地域整備負担金		824,394
ハ ソフトウェア		260,808
ニ その他無形固定資産		<u>7,236</u>
無形固定資産合計		15,964,480

(3) 投 資

イ 投資有価証券		400,000
ロ 出 資 金		<u>3,175</u>
投資合計		<u>403,175</u>
固定資産合計		<u>70,896,043</u>

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		8,217,436
(2) 未 収 金	762,832	
貸倒引当金	<u>△ 23,773</u>	739,059
(3) 貯 蔵 品		22,008
(4) 前 払 金		301,736
(5) その他流動資産		<u>16,227</u>
流動資産合計		<u>9,296,466</u>
資 産 合 計		<u><u>80,192,509</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

11,089,428

企業債合計

11,089,428

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

1,333,507

引当金合計

1,333,507

固定負債合計

12,422,935

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

985,627

企業債合計

985,627

(2) 未払金

1,285,437

(3) 前受金

16,956

(4) 引当金

イ 賞与引当金

100,291

引当金合計

100,291

(5) 預り金

489,072

流動負債合計

2,877,383

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

53,085,746

(2) 収益化累計額

△ 27,412,815

繰延収益合計

25,672,931

25,672,931

負債合計

40,973,249

資 本 の 部

6. 資 本 金		16,882,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,364,952	
ロ 諸 補 助 金	106,602	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入	<u>11,743,704</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		18,616,896
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	900,000	
ロ 水 道 老 朽 施 設 更 新 積 立 金	2,800,000	
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>19,413</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>3,719,413</u>
剰 余 金 合 計		<u>22,336,309</u>
資 本 合 計		<u>39,219,260</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>80,192,509</u></u>

令和7年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業 費 用				9,170,000	39,222	9,209,222	
	1. 営業費用			8,786,870	39,222	8,826,092	
		1. 原水及び 浄水費		2,486,952	19,901	2,506,853	
			(1) 給 料	91,829	10,425	102,254	
			(2) 手 当	49,264	3,793	53,057	
			(3) 賞与引当 金繰入額	14,201	2,672	16,873	
			(6) 法 定 福 利 費	28,830	3,011	31,841	
		2. 配水費		440,461	914	441,375	
			(1) 給 料	13,654	368	14,022	
			(2) 手 当	7,784	460	8,244	
			(3) 賞与引当 金繰入額	2,517	151	2,668	
			(6) 法 定 福 利 費	4,691	△ 65	4,626	
		3. 給水費		156,862	2,058	158,920	
			(1) 給 料	60,236	1,137	61,373	
			(2) 手 当	29,615	1,120	30,735	
			(3) 賞与引当 金繰入額	8,926	157	9,083	
			(6) 法 定 福 利 費	18,700	△ 356	18,344	
		4. 施 設 管 理 費		674,375	△ 25,260	649,115	
			(1) 給 料	101,755	△ 13,218	88,537	
			(2) 手 当	54,224	△ 5,420	48,804	
			(3) 賞与引当 金繰入額	16,349	△ 1,974	14,375	
		(6) 法 定 福 利 費	32,443	△ 4,648	27,795		

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		5. 受託工事費		13,932	△ 8,017	5,915	
			(1) 給料	4,634	△ 3,513	1,121	
			(2) 手当	3,858	△ 3,058	800	
			(3) 賞与引当金繰入額	892	15	907	
			(6) 法定福利費	1,873	△ 1,461	412	
		6. 業務費		407,322	△ 3,671	403,651	
			(1) 給料	23,858	△ 2,649	21,209	
			(2) 手当	14,428	159	14,587	
			(3) 賞与引当金繰入額	3,691	△ 121	3,570	
			(6) 法定福利費	7,857	△ 1,060	6,797	
		7. 総係費		908,189	52,208	960,397	
			(1) 給料	207,932	3,905	211,837	
			(2) 手当	126,952	7,954	134,906	
			(3) 賞与引当金繰入額	33,606	2,065	35,671	
			(6) 法定福利費	67,231	6	67,237	
			(8) 退職給付費	79,333	38,278	117,611	
		8. 東部管理費		109,058	1,130	110,188	
			(1) 給料	15,112	379	15,491	
			(2) 手当	8,452	520	8,972	
			(3) 賞与引当金繰入額	2,434	153	2,587	
			(6) 法定福利費	4,909	78	4,987	
		9. 都祁管理費		182,863	△ 705	182,158	
			(1) 給料	3,984	77	4,061	
			(2) 手当	2,866	△ 749	2,117	
			(3) 賞与引当金繰入額	711	26	737	
			(6) 法定福利費	1,416	△ 59	1,357	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		10. 月ヶ瀬 管理費		66,600	664	67,264	
			(1) 給料	3,560	125	3,685	
			(2) 手当	2,536	271	2,807	
			(3) 賞与引当 金繰入額	631	48	679	
			(6) 法定 福利費	1,138	220	1,358	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的 支出				4,520,000	△ 54,056	4,465,944	
	1. 建設 改良費			3,061,311	△ 54,056	3,007,255	
		7. 都祁地域 建設改良費		310,457	△ 33,000	277,457	
			(25) 工事 請負費	310,445	△ 33,000	277,445	
		9. 職員 給与費		208,885	△ 21,056	187,829	
			(1) 給料	95,959	△ 7,603	88,356	
			(2) 手当	62,920	△ 7,400	55,520	
			(3) 賞与引当 金繰入額	16,947	△ 1,457	15,490	
			(6) 法定 福利費	33,059	△ 4,596	28,463	

令和7年度奈良市下水道事業会計 補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,322,000千円	△14,431千円	8,307,569千円
第1項 営業費用	7,906,860千円	△14,431千円	7,892,429千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,422,000千円」を「不足する額2,422,743千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,460,251千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,460,994千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,106,000千円	743千円	4,106,743千円
第1項 建設改良費	1,155,041千円	743千円	1,155,784千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	256,759千円	△13,688千円	243,071千円

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 令和7年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
2. 令和7年度 奈良市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
3. 令和7年度 奈良市下水道事業給与費明細書
4. 令和7年度 奈良市下水道事業予定貸借対照表
5. 令和7年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第2号）参考書

令和7年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業 費 用			8,322,000	△14,431	8,307,569	
	1. 営業費用		7,906,860	△14,431	7,892,429	
		1. 管 渠 費	425,816	1,187	427,003	
		4. 普及指導費	66,943	△5,432	61,511	
		6. 総 係 費	426,204	△10,186	416,018	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,106,000	743	4,106,743	
	1. 建設改良費		1,155,041	743	1,155,784	
		5. 職 員 給 与 費	27,804	743	28,547	

令和7年度奈良市下水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	395,685
減価償却費	3,873,871
引当金の増減額 (△は減少)	15,491
長期前受金戻入額	△ 2,435,824
受取利息	△ 210
支払利息	156,552
固定資産除却損	23,914
未収金の増減額 (△は増加)	47,739
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△ 34,126
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 4,710
小計	2,038,382
利息の受取額	210
利息の支払額	△ 156,552
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,882,040
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 841,903
無形固定資産の取得による支出	△ 321,948
国庫補助金等による収入	168,636
受益者負担金による収入	1,615
一般会計からの繰入金による収入	66,574
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 927,026
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,426,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,942,887
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,516,687
資金減少額	561,673
資金期首残高	836,628
資金期末残高	274,955

令和7年度奈良市下水道事業給与費明細書

会計年度任用職員以外の職員

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与				法定福利費	合計
	特別職	一般職	給料	手当	報酬	計		
補正後		20	82,130	82,389		164,519	30,569	195,088
補正前		22	91,407	83,471		174,878	33,898	208,776
比較		△ 2	△ 9,277	△ 1,082		△ 10,359	△ 3,329	△ 13,688

[]内は再任用職員の外数

手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	3,318	2,017	8,960	6,054	20	21,360	17,151
	補正前	3,936	2,867	8,014	4,303	20	23,054	18,940
	比較	△ 618	△ 850	946	1,751		△ 1,694	△ 1,789

手当の内訳	区分	管理職手当	住居手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	退職給付費
	補正後	4,140	1,072	44	2,380	15,873
	補正前	4,814	1,458	88	2,700	13,277
	比較	△ 674	△ 386	△ 44	△ 320	2,596

(単位:千円)

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	△ 9,277	給与改定に伴う増減分		給与の改定率 1級 4.71 % 2級 3.38 % 3級 3.16 % 4級 3.01 % 5級 2.95 % 6級 2.83 % 7級 2.77 % 8級 2.77 %	
		その他の増減分	△ 11,654		給与改定の時期 令和7年4月1日
手当	△ 1,082	給与改定に伴う増減分	期末手当 801 勤勉手当 699 その他 238		
		その他の増減分	△ 2,820	退職給付費 2,596 その他 △ 5,416	

3. 給料及び手当の状況

(1)職員1人当たり給与

区	分		一 般 職
	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	350,070
	平均年齢 (歳)		47.5
	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	347,635
令和7年10月1日現在	平均給与月額 (円)		460,348
	平均年齢 (歳)		47.3

(2)初任給

区	学 歴	一 般 職 (円)		一般会計の制度 (円)
		高 校 卒	短 大 卒	
令和8年1月1日	高 校 卒	213,100		同 左
	短 大 卒		225,600	
	大 学 卒		242,000	

(3) 級別職員数

[]は再任用職員の職員数及び構成比 (単位:人・%)

区 分	一 般 職		
	級	職 員 数	構 成 比
令和8年1月1日 現在	1	1	5.0
	2	1	5.0
	3	7	35.0
	4	6	30.0
	5	3	15.0
	6	2	10.0
	7		
	8		
	計	20	100.0
令和7年10月1日 現在	1	1	5.0
	2	1	5.0
	3	7	35.0
	4	6	30.0
	5	3	15.0
	6	2	10.0
	7		
	8		
	計	20	100.0

(級別の標準的な職務内容)

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
事務職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級
技術職員							

(4)昇給

区 分		一 般 職	
補	職 員 数	(A) (人)	20
	昇給に係る職員数	(B) (人)	14
正	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	13
比 率	(B) / (A) (%)		70.0
補	職 員 数	(A) (人)	22
	昇給に係る職員数	(B) (人)	17
正	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	1
		4号給 (人)	15
比 率	(B) / (A) (%)		77.3

(5)特殊勤務手当

区 分	一 般 職
給料総額に対する比率	0.02 (%)
支給対象職員の数 (令和8年1月1日現在)	65.00 (%)
代表的な特殊勤務手当の名称	応急処理等作業手当、下水処理作業手当 動物死体処理作業手当、災害復旧等業務手当

(6) 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.300 〔1.200〕	2.350 〔1.250〕	4.65 〔2.45〕	有	
補正前	2.300 〔1.200〕	2.300 〔1.200〕	4.60 〔2.40〕	有	
一般会計の制度	2.300 〔1.200〕	2.350 〔1.250〕	4.65 〔2.45〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	応募認定退職 特例措置 (3%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)			同	同	じ	

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	じ
地域手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

令和7年度奈良市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,639,257

ロ 建 物 702,304

減価償却累計額 △ 329,710 372,594

ハ 構 築 物 117,810,419

減価償却累計額 △ 41,646,186 76,164,233

ニ 機 械 及 び 装 置 3,574,027

減価償却累計額 △ 2,301,506 1,272,521

ホ 車 両 運 搬 具 8,997

減価償却累計額 △ 7,913 1,084

ヘ 器 具 備 品 13,240

減価償却累計額 △ 3,395 9,845

ト 建 設 仮 勘 定 399,991

有形固定資産合計 79,859,525

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 施 設 利 用 権 4,323,733

ロ ソ フ ト ウ ェ ア 4,260

無形固定資産合計 4,327,993

固定資産合計 84,187,518

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 274,955

(2) 未 収 金 989,512

貸倒引当金 △ 12,899 976,613

(3) そ の 他 流 動 資 産 8,734

流動資産合計 1,260,302

資 産 合 計 85,447,820

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>25,685,852</u>		
企業債合計		25,685,852	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>108,475</u>		
引当金合計		<u>108,475</u>	
固定負債合計			25,794,327
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,756,788</u>		
企業債合計		2,756,788	
(2) 未払金		361,968	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>17,355</u>		
引当金合計		17,355	
(4) 預り金		<u>5,833</u>	
流動負債合計			3,141,944
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	81,012,069		
(2) 収益化累計額	<u>△ 26,992,129</u>	<u>54,019,940</u>	
繰延収益合計			<u>54,019,940</u>
負債合計			<u>82,956,211</u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		365,118
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	687,037	
ロ その他資本剰余金	<u>661,326</u>	
資本剰余金合計		1,348,363
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	300,000	
ロ 当 年 度 未 処 分		
利 益 剰 余 金	<u>478,128</u>	
利益剰余金合計		<u>778,128</u>
剰 余 金 合 計		<u>2,126,491</u>
資 本 合 計		<u>2,491,609</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>85,447,820</u></u>

令和7年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第2号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業費用				8,322,000	△14,431	8,307,569	
	1. 営業費用			7,906,860	△14,431	7,892,429	
		1. 管渠費		425,816	1,187	427,003	
			(1) 給料	17,544	229	17,773	
			(2) 手当	8,818	1,042	9,860	
			(3) 賞与引当 金繰入額	2,761	134	2,895	
			(6) 法定 福利費	5,895	△218	5,677	
		4. 普及 指導費		66,943	△5,432	61,511	
			(1) 給料	27,591	△3,582	24,009	
			(2) 手当	13,874	△589	13,285	
			(3) 賞与引当 金繰入額	4,206	△558	3,648	
			(6) 法定 福利費	8,200	△703	7,497	
		6. 総係費		426,204	△10,186	416,018	
			(1) 給料	62,985	△6,302	56,683	
			(2) 手当	35,110	△3,357	31,753	
			(3) 賞与引当 金繰入額	9,409	△919	8,490	
			(6) 法定 福利費	19,285	△2,204	17,081	
			(8) 退職 給付費	13,277	2,596	15,873	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出				4,106,000	743	4,106,743	
	1. 建設費			1,155,041	743	1,155,784	
		5. 職員給与		27,804	743	28,547	
			(1) 給料	12,943	378	13,321	
			(2) 手当	8,046	202	8,248	
			(3) 賞与引当金繰入額	2,410	148	2,558	
			(6) 法定福利費	4,405	15	4,420	

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等 の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(次項において「基準日」という。)にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額(給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額をいう。)に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該市長等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(教育長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように

改正する。

第5条を次のように改める。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（次項において「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額をいう。）に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該教育長の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（次項において「基準日」という。）にそれぞれ在職する監査委員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額をいう。）に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該監査委員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

(奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（期末手当）

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（次項において「基準日」という。）にそれぞれ在職する管理者に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額をいう。）に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該管理者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特別職の職員等の期末手当の規定について、より明確化するよう所要の規定の整備を行うおうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「6,100円」を「6,400円」に、「9,150円」を「9,600円」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第24条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の70」を「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号級	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	452,700		

24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	

72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700		
87	266,500	306,100	356,100		
88	266,800	306,400	356,500		
89	267,100	306,700	356,700		
90	267,400	307,000	357,100		
91	267,700	307,300	357,500		
92	268,000	307,600	357,900		
93	268,300	307,800	358,100		
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		

96	308,700	359,100				
97	308,900	359,400				
98	309,200	359,800				
99	309,500	360,200				
100	309,900	360,600				
101	310,100	361,100				
102	310,400	361,500				
103	310,700	361,900				
104	311,000	362,300				
105	311,200	362,800				
106	311,500	363,200				
107	311,800	363,500				
108	312,100	363,800				
109	312,300	364,200				
110	312,600					
111	313,000					
112	313,300					
113	313,500					
114	313,700					
115	314,000					
116	314,400					
117	314,600					
118	314,800					
119	315,100					

	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	374,800	409,200	462,400

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第11条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあつては、市長が規則で定める額）並びにこれに第16条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市長が規則で

定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、市長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるものには、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第16条第2項中「100分の10」を「100分の8」に改める。

第16条の4第1項第2号中「次に掲げる交通用具」を「自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同号ア及びイを削り、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項第2号中「同号アに掲げる交通用具を使用する職員にあつては30,000円を、同号イに掲げる交通用具を使用する職員にあつては10,500円をそれぞれ超えない範囲内において」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第16条の4第7項中「自転車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「額及び」を「額、」に、「の合計額が」を「及び前項第1号に定める額の合計額が」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市長が規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「、「100分の71.25」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100

分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に改める。

第6条第2項中「100分の95」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を、「100分の87.5」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を加える。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特

例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 4 令和9年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第16条の規定の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の9」とする。

(委任)

- 5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び特定任期付職員の給与の改定等について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「6,100円」を「6,400円」に、「9,150円」を「9,600円」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務 の級 号級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300
2	196,900	243,300	277,300
3	198,100	244,700	278,300
4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200

8	205,200	251,700	283,200
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200
18	221,000	263,900	294,500
19	222,600	265,000	295,700
20	224,100	266,100	296,900
21	225,600	267,000	297,900
22	227,200	268,000	299,100
23	228,800	269,000	300,300
24	230,400	270,000	301,600
25	232,000	271,000	302,900
26	233,700	271,900	303,900
27	235,000	272,700	304,900
28	236,300	273,600	305,900
29	237,600	274,400	307,000
30	238,700	275,200	308,200
31	239,800	276,000	309,300
32	240,900	276,700	310,500
33	242,000	277,400	311,600
34	242,900	278,200	312,900
35	243,800	279,000	314,200
36	244,800	279,600	315,500
37	245,800	280,300	316,700

38	246,700	281,100	318,000
39	247,600	281,800	319,300
40	248,400	282,500	320,600
41	249,200	283,200	321,900
42	249,900	283,900	323,100
43	250,500	284,600	324,400
44	251,100	285,300	325,500
45	251,800	286,000	326,400
46	252,400	286,600	327,700
47	253,000	287,300	329,000
48	253,600	287,900	330,300
49	254,100	288,600	331,400
50	254,700	289,200	332,700
51	255,300	289,900	333,900
52	255,800	290,600	335,100
53	256,200	291,100	336,400
54	256,600	291,700	337,400
55	256,900	292,300	338,500
56	257,200	293,000	339,600
57	257,500	293,600	340,300
58	257,800	294,200	341,200
59	258,100	294,800	341,900
60	258,400	295,500	342,700
61	258,700	296,100	343,500
62	259,000	296,700	343,900
63	259,300	297,200	344,400
64	259,600	297,700	345,100
65	259,900	298,200	345,900
66	260,200	298,800	346,600
67	260,500	299,300	347,300

68	260,800	299,900	347,900
69	261,100	300,300	348,400
70	261,400	300,800	349,000
71	261,700	301,300	349,500
72	262,000	301,900	350,100
73	262,300	302,400	350,400
74	262,600	302,800	350,900
75	262,900	303,100	351,200
76	263,200	303,400	351,600
77	263,500	303,600	352,000
78	263,800	303,900	352,500
79	264,100	304,100	353,000
80	264,400	304,400	353,500
81	264,700	304,600	353,800
82	265,000	304,800	354,200
83	265,300	305,100	354,600
84	265,600	305,300	355,000
85	265,900	305,600	355,300
86	266,200	305,800	355,700
87	266,500	306,100	356,100
88	266,800	306,400	356,500
89	267,100	306,700	356,700
90	267,400	307,000	357,100
91	267,700	307,300	357,500
92	268,000	307,600	357,900
93	268,300	307,800	358,100
94		308,000	358,400
95		308,300	358,800
96		308,700	359,100
97		308,900	359,400

98	309,200	359,800
99	309,500	360,200
100	309,900	360,600
101	310,100	361,100
102	310,400	361,500
103	310,700	361,900
104	311,000	362,300
105	311,200	362,800
106	311,500	363,200
107	311,800	363,500
108	312,100	363,800
109	312,300	364,200
110	312,600	
111	313,000	
112	313,300	
113	313,500	
114	313,700	
115	314,000	
116	314,400	
117	314,600	
118	314,800	
119	315,100	
120	315,400	
121	315,700	
122	315,900	
123	316,200	
124	316,500	
125	316,800	

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

常勤職員の給料及び宿日直手当の支給額の改定に準じて、会計年度任用職員の給料及び宿日直手当の支給額の改定を行おうとするものである。

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第16号中「薪^{まき}」を「薪」に改める。

第8条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第8条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第15号まで及び第18号から第22号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。第30条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）」を加え、同条第7号を削る。

第30条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第56条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号の前に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第58条第2項中「取扱いを」の次に「変更及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われたこの条例による改正前の奈良市火災予防条例第56条の規定によるサウナ設備の設置の届出は、この条例による改正後の奈良市火災予防条例第56条の規定による一般サウナ設備の設置の届出とみなす。

（提案理由）

関連省令の一部改正に伴い、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生するおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準に、簡易サウナ設備を新設するほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市水道事業給水条例等の一部改正について

奈良市水道事業給水条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(奈良市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(奈良市下水道条例の一部改正)

第2条 奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。次項において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の地方公共団体の長から排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理を行うことができる旨

の認定その他これに類するものを受けた者は、当該設計等を行うことができるものとする。

(奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合においては、同項ただし書の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害その他非常の場合における指定給水装置工事事業者等の確保を図るため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委託契約の締結について

奈良市・生駒市消防指令センター更新整備・運用業務委託について、次のとおり委託契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、委託契約金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 奈良市・生駒市消防指令センター更新整備・運用業務委託
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 3,220,800,000円
- 4 契約の相手方 奈良市大宮町一丁目1番15号
富士通Japan・東京センチュリー共同企業体
代表者 富士通Japan株式会社
関西・中部公共ビジネス統括部（奈良）
統括部長 北條 憲司
東京センチュリー株式会社
代表取締役 藤原 弘治

奈良市・生駒市消防指令センター更新整備・運用業務委託の概要

1 契約の履行場所

奈良市・生駒市消防指令センター（奈良市八条五丁目404番地の1）他

2 委託内容

(1) 設計・構築業務

- ・消防指令システムの設計、開発及び構築
- ・システム環境の設計・構築に係るすべてのシステム資産の調達・導入
- ・端末、機器類の調達及び設置
- ・消防指令センター等の改修工事
- ・運用手順書、システム操作マニュアル等の整備及び作成
- ・その他

(2) 運用保守業務

- ・新システムを安定稼働させ、機能等を維持するための運用保守

3 委託期間

(1) 設計・構築業務

契約の日から令和10年3月31日まで

(2) 運用保守業務

令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

和解及び損害賠償の額の決定について

奈良市学園南二丁目地内において、本市所管の水路の損壊により、隣接する相手方宅地に擁壁の傾斜及び目地部の開き並びにそれらに伴う庭のフェンス及び擁壁の一部損傷が生じたとして、相手方から提起された訴訟について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定しようとするものである。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 7,000,000円

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として700万円を支払う義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、前項の金員を、令和8年4月末日限り、相手方指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は本市の負担とする。
- (3) 相手方と本市は、相手方が本件西側擁壁について補修や改修等の工事を行う場合及び本市が本件水路について補修や改修等の工事を行う場合、双方とも事前説明の上、本件水路及び本件西側擁壁の安全性に影響がないように配慮し、当該工事の実施に支障のないよう協力することを約束する。
- (4) 相手方はその余の請求を放棄する。
- (5) 相手方と本市は、本件に関し、相手方と本市との間には、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

